

隣接学校種の教諭の普通免許状の取得について（別表第8）

有することを必要とする学校の免許状を取得後、その相当する学校の教員として3年以上良好な成績で勤務したことの証明を受けることができる者が、有する免許状の学校種に隣接する学校種の免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数					
		教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法、教育相談の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 ※4	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭二種・一種・専修免許状		6				
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭二種・一種・専修免許状			10 ※2	1	2	
	中学校教諭二種・一種・専修免許状			10 ※2		2	
中学校教諭二種免許状	小学校教諭二種・一種・専修免許状	10 ※1		2 ※3		2	
	高等学校教諭一種・専修免許状			2 ※3	1	2	4 ※5
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭一種・専修免許状			2 ※3		2	8 ※6

〔別表第8，施行規則第18条の2〕

※1 免許教科の種類に応じ、「教科に関する専門的事項に関する科目」について、それぞれ1単位以上を含んで修得すること。

※2 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他の各外国語に分ける。）のうち5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上を修得すること。

ただし、幼稚園教諭の普通免許状を有する者にあつては、生活を除き、中学校教諭の普通免許状を有する者にあつては、その有する免許状の教科を除く。

〔施行規則第18条の2第1項表備考第2号〕

※3 それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

〔施行規則第18条の2第1項表備考第2号〕

※4 3つの科目の内容を含んで修得すること。「教育相談の理論及び方法」にはカウンセリ

ングに関する基礎的な知識を含むこと。

※5 教科ごとに、それぞれ次の科目を修得すること。

国語・・・書道（書写を中心とする。）について1単位以上

社会・・・

〈地理歴史の教科の免許状を有する者〉

「法律学、政治学」「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」について各1単位以上

〈公民の教科の免許状を有する者〉

日本史・外国史及びに地理学（地誌を含む。）について各1単位以上

理科・・・物理学実験、化学実験、生物学実験・地学実験について各1単位以上

美術・・・工芸について1単位以上

技術・・・材料加工（実習を含む。）及び生物育成について各1単位以上

〔施行規則第18条の2表備考第3号〕

※6 教科ごとに、それぞれ次の科目を修得すること。

地理歴史・・・地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上

公民・・・公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上

情報・・・情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）について各1単位以上

工業・・・工業の教科に関する専門的事項に関する科目について各2単位以上

◇ 幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者について、最低在職年数の3年に加え、次の表の受けようとする免許状の種類に応じ、学校欄に掲げる学校の教員としての在職経験を有する場合、3単位にその在職年数を乗じて得た単位数を修得したものとみなす。

〔施行規則第18条の2表備考第4号〕

受けようとする免許状の種類	学 校
幼稚園教諭二種免許状	幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼保連携型認定こども園
小学校教諭二種免許状	小学校、小学校における教育と一貫した教育を施す中学校、義務教育学校、特別支援学校小学部
中学校教諭二種免許状	中学校における教育と一貫した教育を施す小学校、中学校、義務教育学校、中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部
高等学校教諭一種免許状	高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部

施行規則第18条の2表備考第4号を適用した場合の単位の修得方法は、「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年12月28日島根県教育委員会規則第10号）」第28条の2による。